告示

○国家公安委員会告示第三十一号

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）附則第三項の規定による提出をした法人から、住所及び事務所の所在地の変更の届出があったので、同規則第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年六月三十日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

名称	変更前の住所及び事務所の所在地	変更後の住所及び事務所の所在地	変更の年月日
一般社団法人全日本指定射撃場協会	東京都中央区日本橋人形町一丁目三番六号	東京都中央区日本橋小舟町九番十号	平成二十六年四月十二日

○財務省告示第二百七号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年六月三十日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第十三回	一億四千四百八十三万円	一億四千四百五十九万九千二百二十八円
〃	第十四回	一億九千四百二十四万円	一億九千三百九十一万五千二十二円
〃	第十五回	一億三千四百八十四万円	一億三千四百六十四万六千六百二十円
〃	第十六回	一億七千七百三万円	一億七千六百七十九万二百四十四円
〃	第十七回	三億六百七十万円	三億六百二十八万四千五百九十円
〃	第十八回	七千百七十万円	七千百五十九万七千百七十六円
〃	第十九回	二億九千百三万円	二億九千六十一万二千六百五十二円
〃	第二十回	二億三百六十万円	二億三百三十二万四千二百六十四円
〃	第二十一回	一億八千百六十三万円	一億八千百三十六万九千五百二十八円

〃	第二十二回	一億四千三百八十四万円	一億四千三百七十万二千四百九十円
〃	第二十三回	二億三千九百二十八万円	二億三千九百一万三千百五十八円
〃	第二十四回	三億千二百九十万円	三億千二百六十五万七百六円
〃	第二十五回	二億五千九十一万円	二億五千七十七万九十八円
〃	第二十六回	二億二千八百十四万円	二億二千八百一万二千八百四円
〃	第二十七回	九千九百六十五万円	九千九百五十九万四千四百五十二円
〃	第二十八回	一億四千二万円	一億三千九百九十四万千九百四十六円
〃	第二十九回	二億六千四百二十九万円	二億六千四百十四万二千六百五十円
〃	第三十回	二億二千二百六十一万円	二億二千二百四十八万六千七百十三円
〃	第三十一回	二億千四百七十一万円	二億千四百五十九万二百八十六円
〃	第三十二回	一億七百五十九万円	一億七百五十三万三十八円
〃	第三十三回	一億千二百七十九万円	一億千二百七十四万五千九十円
〃	第三十四回	四億八千八百四十二万円	四億八千八百二十二万五千四百五十八円
〃	第三十五回	五億二千三百二十四万円	五億二千三百三万千六百三十四円
〃	第三十七回	五十万円	四十九万九千四百五十七円
〃	第三十八回	四千五百万円	四千四百九十五万八千九百三十九円
〃	第三十九回	千百万円	千九十九万二千二百十二円
〃	第四十回	百九十九万円	百九十八万八千八百六十五円
〃	第四十一回	千二百万円	千百九十九万五千七十六円
〃	第四十二回	百万円	九十九万九千五百七十五円
〃	第四十三回	千万円	九百九十九万六千九百十円
〃	第四十四回	三百万円	二百九十九万九千二百三十円